

別紙 4

修繕費等の負担区分

区分		補修・修繕	更新	帰属
建物、設備、工作物等	1 件あたり 10 万円未満	指定管理者	指定管理者	市
	1 件あたり 10 万円以上	市	市	市
備品（Ⅰ種）	1 件あたり 10 万円未満	指定管理者	指定管理者	市
	1 件あたり 10 万円以上	市	市	市
備品（Ⅱ種）	指定管理業務会計で購入・調達したもの	指定管理者	指定管理者	市
	指定管理業務会計外で購入・調達したもの	指定管理者	指定管理者	指定管理者
消耗品費	事務処理に供するもの	指定管理者	指定管理者	指定管理者
	その他のもの	指定管理者	指定管理者	市
車両	市から貸与	指定管理者	市	市
	指定管理者が調達	指定管理者	指定管理者	指定管理者

※指定管理者の故意又は過失によるものは、指定管理者の負担とする。

※金額は消費税及び地方消費税を含む。

※備品（Ⅰ種）は市が貸与する備品

※備品（Ⅱ種）は指定管理者が指定管理業務の実施のために購入・調達した備品

※帰属が市になっているものは、指定管理期間終了後、市又は市が指定するものに引き継ぐものとする。